

第二〇〇〇〇〇八一号

認定証

札幌市白石区本通一二丁目南三番一〇号

アイツクス管理株式会社

警備業法(昭和四十七年法律第一百七号)

第三条各号に掲げる者のいずれにも
該当せず、警備業の要件を備えて
いることを認定する。

平成三〇年 五月一二日から

有効期間

平成三五年 五月一日まで

北海道公安委員会

